

免許状事務の在り方について

令和8年7月23日

初等中等教育局教育職員政策課

我が国の教員免許制度について

1. 教員免許制度の意義

公の教育を担う教員の資質の保持及び向上並びにその証明を目的とする制度

2. 免許主義と開放制の原則

免許主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない（免許法第3条第1項）。

開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

3. 免許状の種類

それぞれ学校種別（中学校・高等学校については教科別）

① 普通免許状

専修免許状（修士課程修了程度）

一種免許状（大学卒業程度）

二種免許状（短大卒業程度）

② 特別免許状

③ 臨時免許状 （有効期限3年）

- 授与権者：都道府県教育委員会
- 免許状の有効範囲
 - ・普通免許状：全ての都道府県
 - ・特別免許状 } 授与を受けた
 - ・臨時免許状 } 都道府県内

普通免許状

令和6年度授与件数: 179,389件

(内訳) 専修免許状: 9,838件 一種免許状: 136,133件 二種免許状: 33,418件

① 「大学における養成」が基本。

学士の学位等

+

教職課程の履修

〔教科及び教職に関する科目〕 ⇒

教員免許状

② 教員資格認定試験（幼稚園、小学校）の合格

③ 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験を積み、大学等で所要単位を修得した者に、上位免許状を授与する途を開いている。

特別免許状

令和6年度授与件数: 591件

(平成元～令和5年度総授与件数: 3,385件)

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状（学校種及び教科ごとに授与）

○ 授与要件

- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
- ② 社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

臨時免許状

令和6年度授与件数: 9,898件

(前年度: 9,810件)

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

○ 授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格

4. 免許主義の例外

① 特別非常勤講師

令和6年度届出件数: 20,126件

(前年度19,225件)

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。**教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担当することが可能**（任命・雇用する者が、あらかじめ都道府県教育委員会に届出をすることが必要）。

② 免許外教科担任制度

令和6年度許可件数(中・高): 9,552件

(前年度9,627件)

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、**校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等（講師は不可）が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能**

（校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に申請し、許可を得ることが必要）。

地方分権改革について

- 個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けた検討を行うもの。毎年、年末に「地方からの提案等に関する対応方針」として閣議決定する。
- 令和 7 年において、教員免許状関係の提案は以下の 2 件があった。

提案① 特別免許状及び臨時免許状の授与権者の権限移譲

提案自治体：名古屋市、川崎市、相模原市、熊本市

【提案内容】

教育職員免許法に規定される**特別免許状及び臨時免許状の授与権者について、都道府県教育委員会から指定都市教育委員会に権限移譲すること**を求める。

【制度改正による効果】

指定都市教育委員会において、優秀な人材を適切なタイミングで任用することが可能になる。

【今後の対応】

特別免許状（4 条 3 項）及び臨時免許状（同条 4 項）の都道府県教育委員会による授与（5 条 6 項）の事務・権限については、**都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会の意向並びに中央教育審議会の議論も踏まえ**、希望する指定都市教育委員会への授与権限の移譲について検討し、**令和 8 年中に結論を得る**。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【根拠法令】

教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）

第五条 （略）

6 免許状は、都道府県の教育委員会が授与する。

提案② 都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の見直し

提案自治体：広島県、宮城県、福島県、広島市、愛媛県、全国知事会、中国地方知事会、岩手県、長野県、宮崎県

【提案内容】

国家資格のうち、都道府県知事が資格付与者となっているものについて、試験事務を既に全国統一の団体が行っている資格を含め、各種資格の付与者を国とするなどの見直しを求める。

【制度改正による効果】

資格付与者を国に転換することで、国家資格等情報連携・活用システムに連携される資格者名簿が一元化され、例えば結婚して苗字が変更となった場合の免許書換えなどが、近くの窓口に行けば申請できることになり、利便性向上につながる。

また、免許事務を国に一元化することで都道府県の事務負担軽減にも繋がるほか、国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン申請を可能とすることで、申請者の来庁の手間や行政での事務処理負担の軽減が期待される。

【現状の対応】

教育職員の免許申請（５条の２第１項）のうち新規の個人授与申請に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムを令和 9 年 3 月から活用することが可能になり、都道府県の事務負担の軽減が期待される。今後も機能改善に向けた検討を行う。

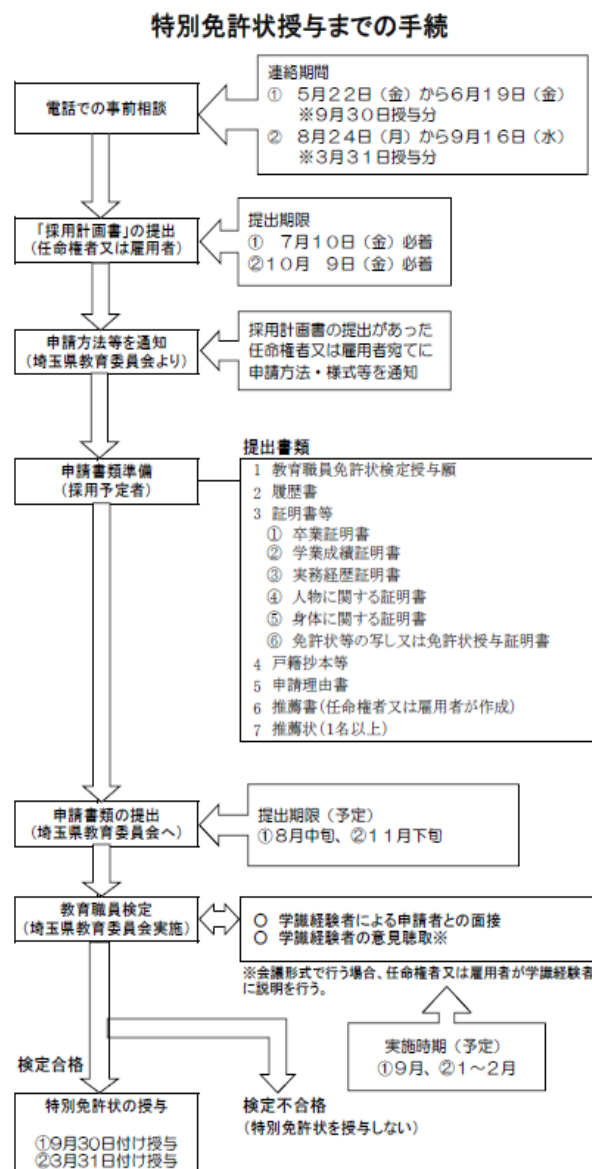
【根拠法令】

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）

第五条の二 免許状の授与を受けようとする者は、申請書に授与権者が定める書類を添えて、授与権者に申し出るものとする。

特別免許状授与に係る業務について（自治体例）

特別免許状授与までの手続全体像



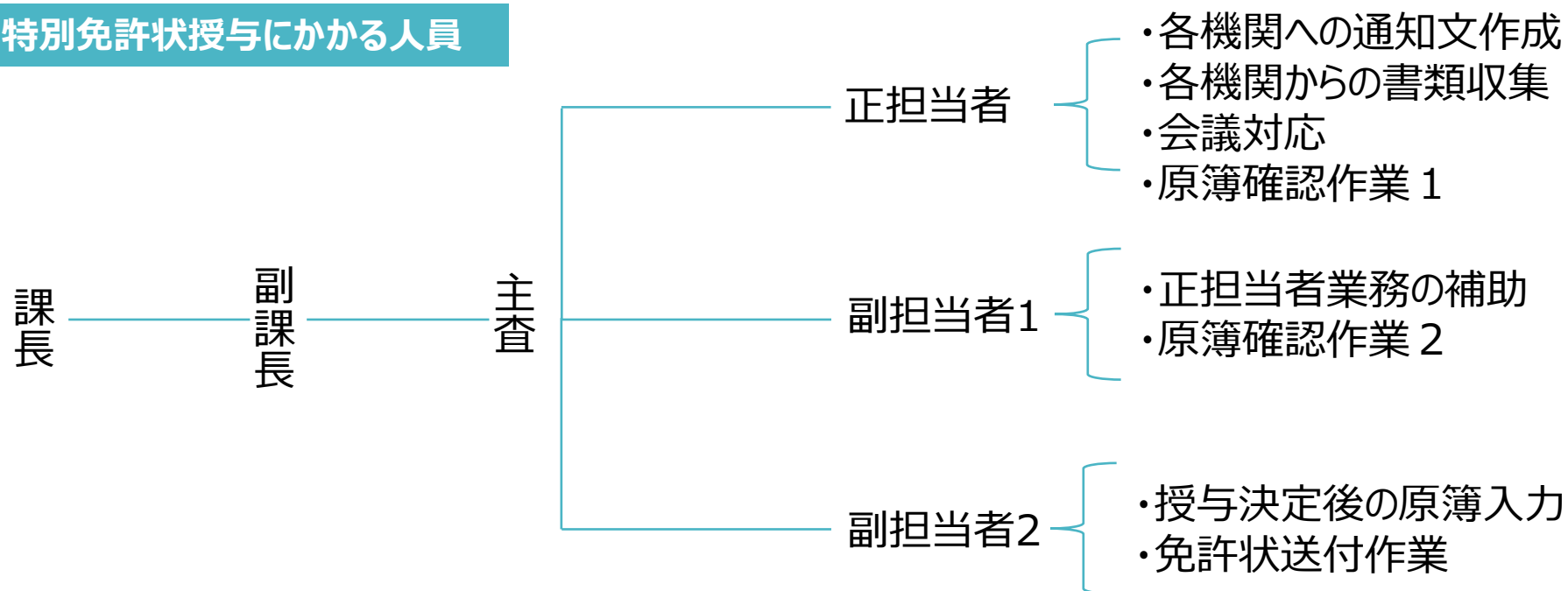
左記図は、各機関と授与権者における主な事務手続きの流れについて、埼玉県の実例を示したもの。

この図に記載されている業務のほかに、

- ・ 県内大学・校長会・私学協会等に御協力いただき、学識経験者を選出する
 - ・ 特別免許状の授与に係る規則や要綱等を作成する
- といった業務がある。

特別免許状授与に係る業務について（自治体例）

特別免許状授与にかかる人員

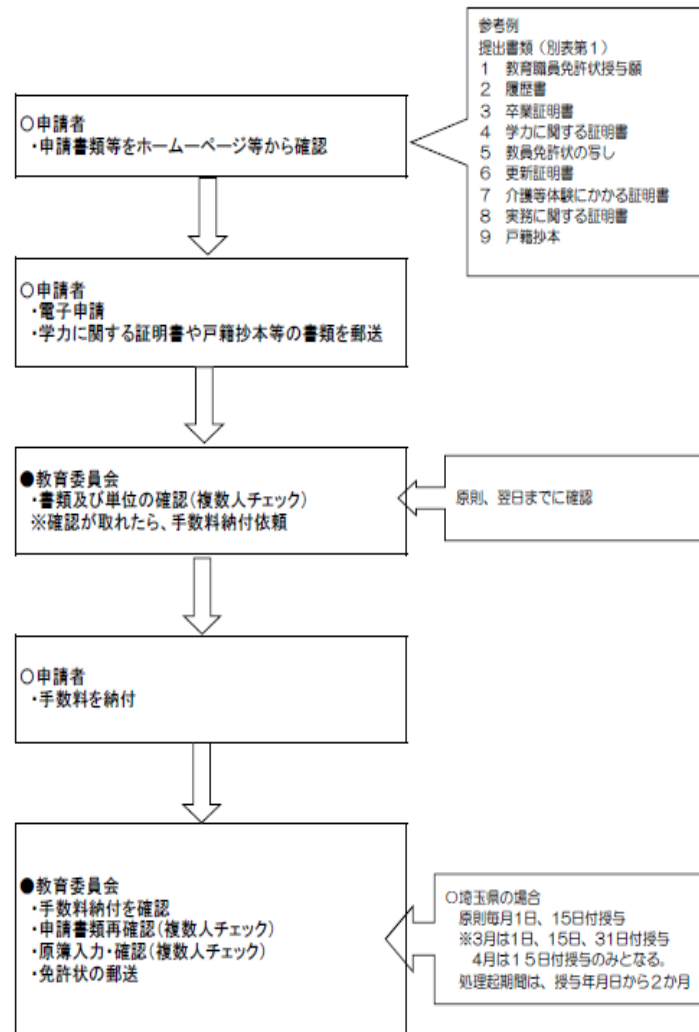


特別免許状授与にかかる予算

項目	予算（円）	備考
報償費	60,000	特別免許状授与に係る意見聴取会議
旅費	8,000	意見聴取会参加旅費
印刷製本費	2,000	授与件数40件想定
賃借料	28,000	意見聴取会議会場費
合計	98,000	

普通免許状等授与までの手続全体像

普通免許状・臨時免許状の授与までの手続

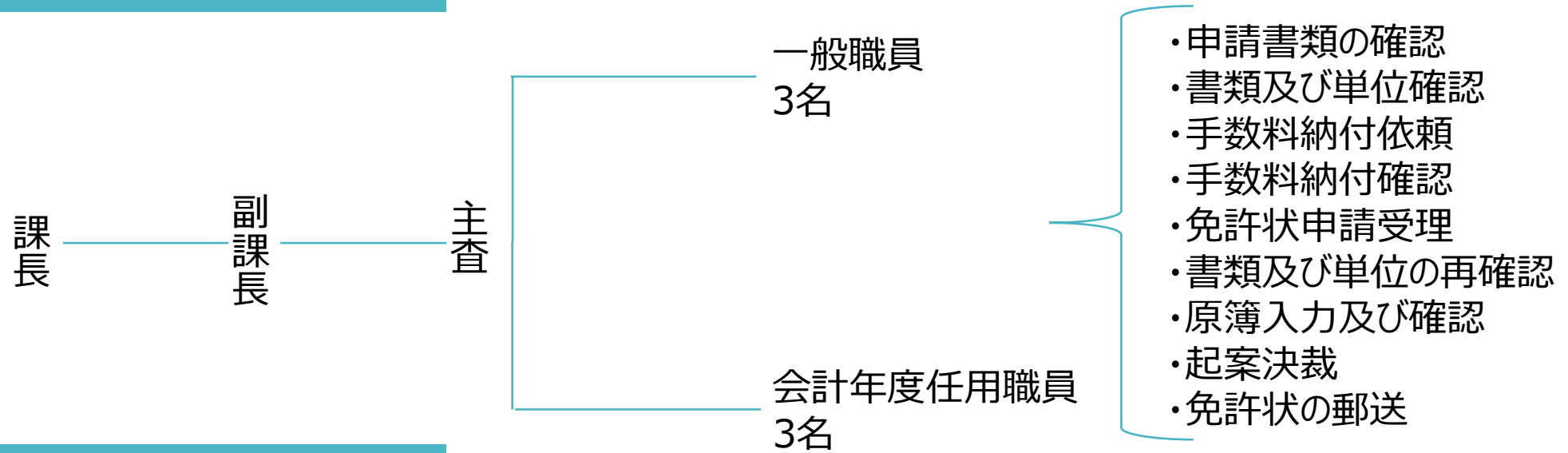


左記図は、各機関と授与権者における主な事務手続きの流れについて、埼玉県の実例を示したものです。

申請書類については規則等で定めたとうえで、ホームページ等で紹介している。教育職員検定による授与の場合、人物・実務・身体 of 証明書等も提出が必要となる。

普通免許状等授与に係る業務について（自治体例）

特別免許状授与にかかる人員



特別免許状授与にかかる予算

項目	予算（円）	備考
報償費	207,000	再授与審査会
旅費	33,000	再授与審査会委員旅費等
印刷製本費	694,000	免許状印刷費等
役務費	921,000	官報掲載料・切手代等
使用・賃借料	113,000	聴聞会場料等
負担金	13,379,000	免許管理システム負担金
合計	15,347,000	

特例特別免許状特区制度について

制度の目的

特別免許状について、地域の特性を生かした教育を実施するため、構造改革特区の認定を受けた市町村教育委員会においても授与を可能とする制度（構造改革特区法第19条関係、平成16年改正法により創設）

制度の概要

市町村の教育委員会が、構造改革特別区域法に規定する特別の需要等に対応するため、以下の（１）から（３）に掲げる者に特別免許状を授与する必要があると認めるときは、授与が可能。

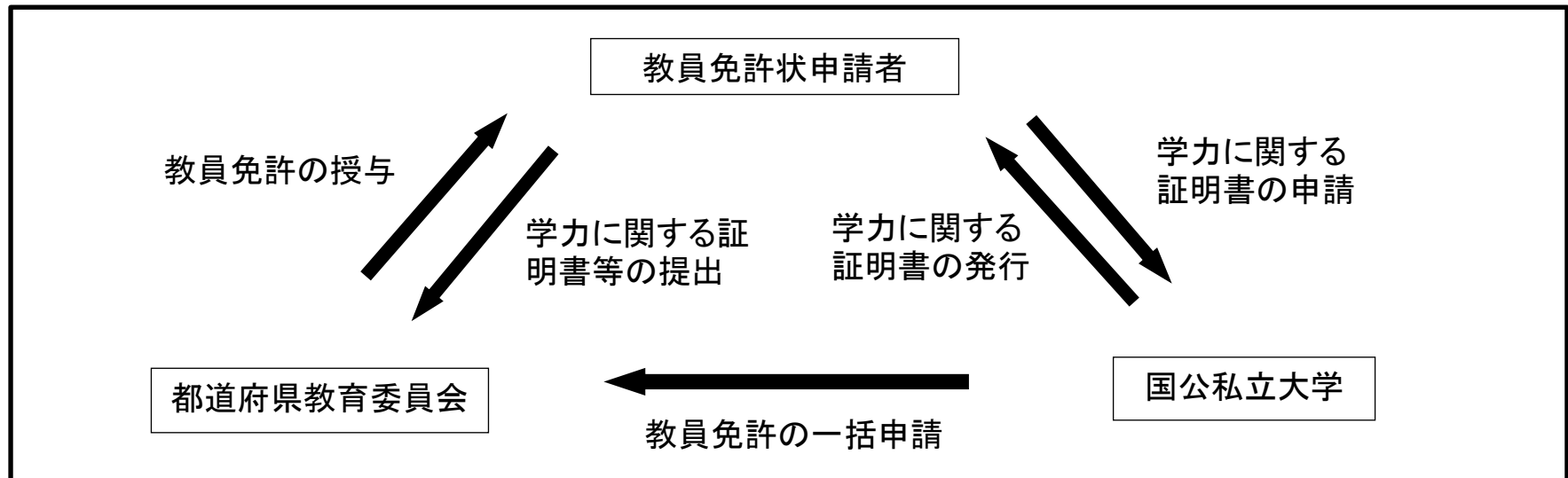
- （１）学校を設置する学校設置会社が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者
- （２）学校を設置する学校設置非営利法人が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者
- （３）その他構造改革特別区域における教育上の特別の事情により、市町村がその給料その他の給与又は報酬等を負担して、当該市町村の教育委員会が教育職員に任命しようとする者

（参考）令和７年２月時点での認定計画数： **３件**（※さいたま市、深谷市、千代田区以外の３自治体は認定取り下げ済み。）

認定地方公共団体	特区の名称	特区認定を受けた時期	授与件数	教科
埼玉県さいたま市	さいたま市立学校特例特別免許状授与特区	令和５年12月	２件	英語（２）
埼玉県深谷市	渋沢記念深谷人づくり特区	平成17年７月 ※授与実績なし	０件	実績なし
千代田区	千代田区立学校民間人材活用特区	平成18年7月	２件	英語（２）
北海道清水町	文化と人が響き合う清水町教育特区	平成17年７月 ※平成27年４月取下げ （学校法人への移行のため）	25件	国語(4)、公民(2)、デザイン(5)、 音楽(4)、保健体育(4)、美術 (3)、家庭、工芸、情報
三重県伊賀市	伊賀市意育教育特区	平成16年12月 ※平成29年５月取下げ （学校閉鎖のため）	３件	英語（３）
熊本県南阿蘇村	南阿蘇村教育特区	平成16年12月 ※平成29年5月取下げ （学校法人への移行のため）	12件	農業(2)、公民(2)、英語、理科、 工業、数学、家庭、情報、保健体 育、職業指導

教員免許状の授与の流れについて

- 教員免許状(普通免許状)は、都道府県教育委員会が授与する。
- 授与を受けるためには、
 1. 所要資格(①大学等における学位の取得及び教職課程等での単位修得、又は②教員資格認定試験(幼稚園、小学校、高等学校(情報)のみ実施)の合格)を得る(別表第1・第2・第2の2)
 2. 都道府県教育委員会が行う教育職員検定(人物・学力・実務・身体)に合格する(別表第3～第8等)のいずれかの方法がある。
- 授与の申請は、個人による申請のほか、大学等で所要資格を得た学生の教員免許状の申請に当たっては、慣例として、当該大学が取りまとめて、当該大学が所在する都道府県教育委員会へ一括申請がなされる。
- 免許法別表第3～第8等に基づいて免許状の授与を受ける際に必要な教育職員検定に当たって必要な学力に関する証明書には、免許法に基づいて修得した科目の単位とそれらの単位の修得機関が記載されており、申請者の求めに応じ大学で発行し、申請者から各都道府県教育委員会へ提出する。



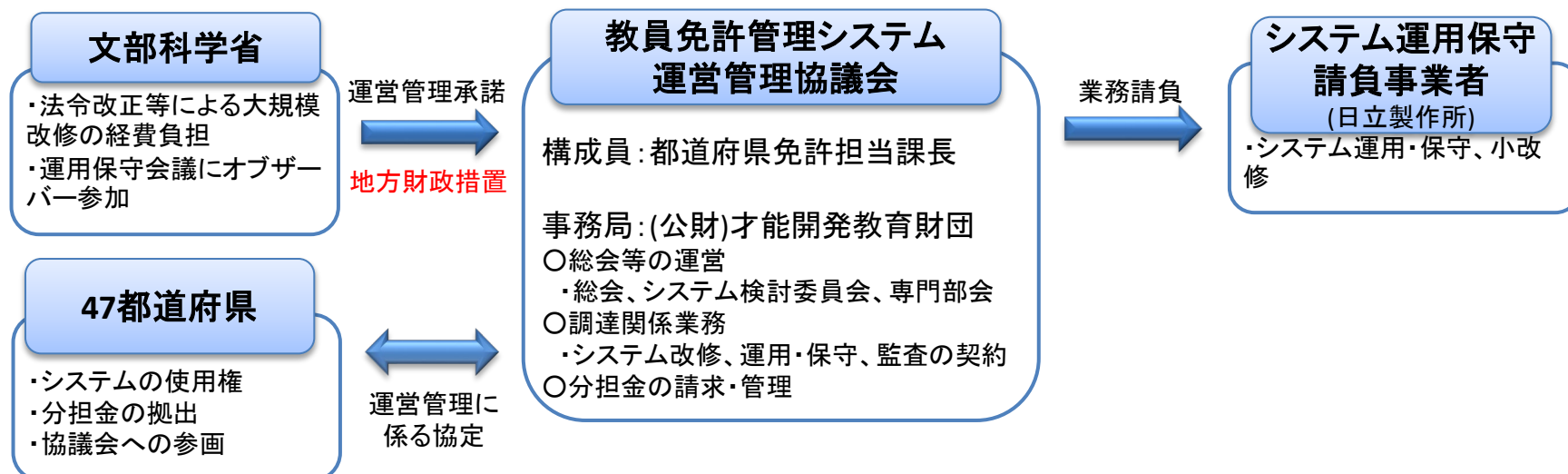
経緯

- 教員免許管理システムは、平成21年度の教員免許更新制導入（免許法改正）に伴い開発。運営や開発・改修方針は、47都道府県で結成した教員免許管理システム運営管理協議会において決定
- 令和4年5月の教育職員免許法の改正により教員免許更新制が発展的に解消されたことに合わせて同システムの**機能を整理**するとともに、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に基づき同時期に整備される「特定免許状失効者管理システム」との**データ連携機能を付加**すべく、令和5年度に**システムを再構築し、令和6年2月から稼働**。
（システムの管理者は国、**運用保守及び運用保守経費負担は都道府県（地方財政措置要望）**）
- 今後、「**令和5年度マイナンバー法改正に伴うマイナンバー活用機能の追加（R9.3実装予定）**」、「ガバメントクラウドへの移行」を予定（移行時期未定）

システムにて行う主な業務及び根拠条項（教育職員免許法）

- 教員免許状の授与、失効・取上げ、書換、再交付、官報公告 ← 第5条, 8条, 10条, 11条, 13条, 16条の2
- 大学からの一括授与申請の受付、審査 ← 第5条の2
- 都道府県間での教員免許に係る情報連携 ← 第13条

システム運営管理概略図



マイナンバーの利用範囲の拡大（R9.3頃一部稼働予定）

【マイナンバー法等の一部改正法】

令和5年法律第48号

令和5年6月9日公布、令和6年5月27日施行。

背景

- 今般の新型コロナウイルス感染症対策の経験により、社会における抜本的なデジタル化の必要性が明らかとなった。行政機関間の連携においては、行政機関がその事務の実施に必要な範囲で、国民一人一人の正確かつ最新の情報を参照できることが重要。これまで、マイナンバー制度等に基づき、情報提供ネットワークシステム等を通じて、行政手続に必要な添付書類の削減等が実現されてきた。今後、行政機関間の情報連携をさらに推進すべく、国民の利便性向上や行政の効率化の観点から、デジタル社会の基盤であるマイナンバーについて更なる利活用の推進が求められている。
- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2022年6月閣議決定）において、マイナンバー法の規定の在り方と併せて、マイナンバーの利活用の推進に向けた制度面の見直しを実施することとされた。

マイナンバー法及び住民基本台帳法の一部改正

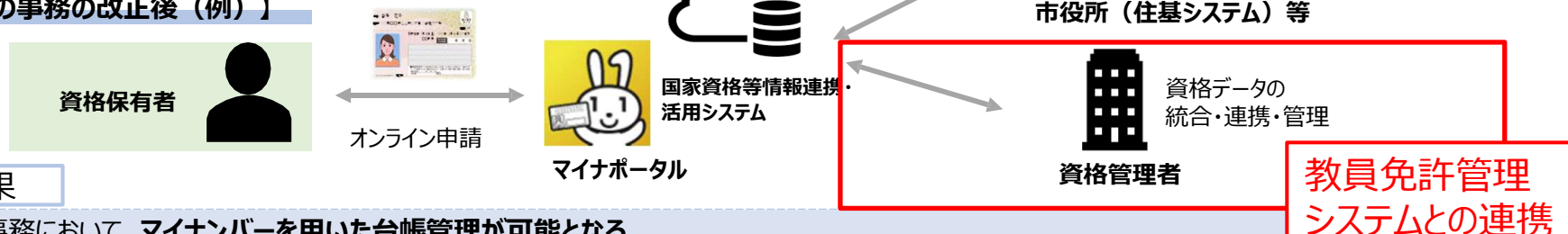
- 行政のデジタル完結を図るため、従来の社会保障制度、税制、災害対策に関する分野に限らず各制度を所管する関係府省庁において、その業務の在り方の見直しを進めた上で、国民の利便性向上及び行政の効率化が図られる事務について、マイナンバーの利用を可能とするともに、住民基本台帳ネットワークシステム等の関係システムの利用を可能とする。

- 主な事務については以下のとおり。

※個々にマイナンバーの利用事務を追加する際は、従来通り法律改正で追加

- ・ 国家資格等の資格取得・更新に関する事務
（現在、84の国家資格等がオンライン・デジタル化の対象。**教員免許も含まれる。**）
- ・ 自動車変更登録に関する事務
- ・ 在留資格に係る許可に関する事務
- ・ その他、災害弔慰金に関する事務等

【国家資格等の事務の改正後（例）】



改正の効果

- 上記の事務において、マイナンバーを用いた台帳管理が可能となる。
- これまで各種事務手続において提出を求めていた住民票の写し、課税証明書等の添付が不要となる。
- 業務のデジタル化を実現し、申請者・免許保持者の利便性向上や都道府県教育委員会の免許管理事務の効率化を図ることが期待されている。

普通免許状の授与件数

(令和6年度)

	専修免許状	一種免許状	二種免許状	合計
幼稚園	178	15,726	20,789	36,693
小学校	1,324	21,731	3,268	26,323
中学校	3,620	39,183	2,155	44,958
高等学校	4,449	50,420		54,869
特別支援学校	168	5,180	5,607	10,955
養護教諭	88	2,959	1,259	4,306
栄養教諭	11	909	339	1,259
特別支援学校 自立教科等		25	1	26
合計	9,838	136,133	33,418	179,389

※ 高等学校教諭の普通免許状については、学士以上を要件としており、二種免許状は設けられていない。

(出典) 令和6年度教員免許状授与件数等調査

臨時免許状について

◆ 制度の目的・概要

臨時免許状は、法令上、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、受検者の人物、学力、実務及び身体について教育職員検定を行うことにより授与されるもの。具体的には、法令を踏まえ都道府県教育委員会が個別に定める基準に基づき授与されている。

臨時免許状の効力は、授与された都道府県内においてのみ有効であり、有効期間は3年間（更新無し）となっている。

◆ 臨時免許状の授与基準の策定状況

授与基準を定めているのは、平成27年度時点で、47都道府県中32都道府県

<授与基準例>

宮城県：原則として、他校種又は他教科の普通免許状を有すること又は普通免許状の授与を受ける見込みがあること

◆ 授与件数

【総授与件数】

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
8,578	8,405	8,501	8,963	9,108	9,051	9,720	10,629	9,809	9,898

【令和6年度 教科別授与件数（中学校）】

国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	保健	技術	家庭	外国語	宗教	その他	計
196	145	228	218	55	175	100	22	330	269	284	15	0	2,037

【令和6年度 教科別授与件数（高等学校）】

国語	地理歴史	公民	数学	理科	音楽	美術	工芸	書道	保健体育	保健	看護
113	92	108	103	111	64	71	17	56	73	21	263
家庭	情報	農業	工業	商業	水産	福祉	外国語	宗教	その他	計	
257	131	75	176	83	42	80	384	21	40	2,381	

※ 令和5年度における臨時免許状の授与件数は、上記で示した中学校及び高等学校における臨時免許状の教科別授与件数の合計値のほか、幼稚園（171件）、小学校（4,531件）、特別支援学校（597件）、養護教諭（134件）及び特別支援学校の自立教科等（5件）の合計値が含まれている。

◆ 事例

- 高等学校教諭臨時免許状（工業）を、近接領域の免許状（美術・工芸・農業）を持つ教員に授与
- 専ら外国語で授業を実施する学校において、外国人を講師として採用するために授与

特別非常勤講師制度について

◆ 制度の目的・概要

地域の人材や多様な専門分野の社会人を学校現場に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応やその活性化を図るため、教員免許を有しない非常勤講師を登用し、教科の領域の一部担任させることができる（昭和63年に創設）。

◆ 担当する教科等

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における全教科、外国語活動、道徳、総合的な学習（探究）の時間の領域の一部及び小学校のクラブ活動（平成10年に対象教科を拡大）

◆ 手続・要件

任命・雇用しようとする者から授与権者（都道府県教育委員会）への届出が必要（平成10年に許可制から届出制に変更）。

※ 届出手続きに関して、市区町村教育委員会や学校法人等の負担軽減を図るために、平成30年に「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出について」を発出

◆ 届出件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	4,472	4,235	3,930	3,668	3,710	3,621	3,410	3,451
中学校	2,384	2,505	2,348	2,348	2,299	2,378	2,445	2,439
高等学校	11,916	12,324	11,654	11,811	11,990	11,900	11,680	12,475
特別支援学校	1,604	1,772	1,442	1,430	1,432	1,616	1,690	1,761
合計	20,376	20,836	19,374	19,257	19,431	19,515	19,225	20,126

◆ 事例（令和6年度）

医学・看護・保健 （医師、看護師等）	2,336	外国語（外国語会話を含む） （英会話講師、通訳、ネイティブスピーカー等）			1,437	家庭科教育 （調理師、栄養士等）	880
芸術 （彫刻家、音楽家等）	1,176	福祉・ボランティア （介護福祉士、手話講師等）	664	伝統芸能 （和楽器講師等）	363	競技スポーツ （元プロ野球選手等）	242
情報 （システムエンジニア等）	358	茶道・華道 （茶道家、華道家等）	235	書道・書写 （書道家・書道教室講師等）	165	製造現場体験 （一級建築士等）	172
異文化理解 （通訳、ネイティブスピーカー等）	216	野外体験活動（農家、樹木医等）	124	伝統工芸 （日本舞踊家等）	154	地域文化理解 （語り部、文化保護審査委員等）	208
環境教育 （農家、自然観察指導員等）	149	朗読 （フリーアナウンサー、ナレーター等）	43	理容・美容 （美容師、ネイリスト等）	100	その他 （産業カウンセラー、獣医師等）	1,507

特別免許状について

◆ 制度の目的・概要

教員免許状を持たないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与権者（都道府県教育委員会）の行う教育職員検定により学校種及び教科ごとに授与する「教諭」の免許状。（昭和63年に創設）

◆ 担当する教科等

- ・ 小学校、中学校、高等学校における全教科（平成10年に対象教科を拡大）
- ・ 特別支援学校における自立教科等（理療、理容、自立活動など）
- ・ 授与を受けた都道府県においてのみ有効

◆ 授与手続・授与要件

《授与手続》

- ・ 任用しようとする者（都道府県・指定都市教育委員会、学校法人等）の推薦
- ・ 都道府県教育委員会が行う教育職員検定（人物・学力・実務・身体）の合格
（可否決定に際し、学校教育に関する学識経験者等へ意見聴取）

《授与要件》

- ・ 担当する教科の専門的な知識経験又は技能
 - ・ 社会的信望・熱意と識見
- ※平成14年に学士要件を撤廃

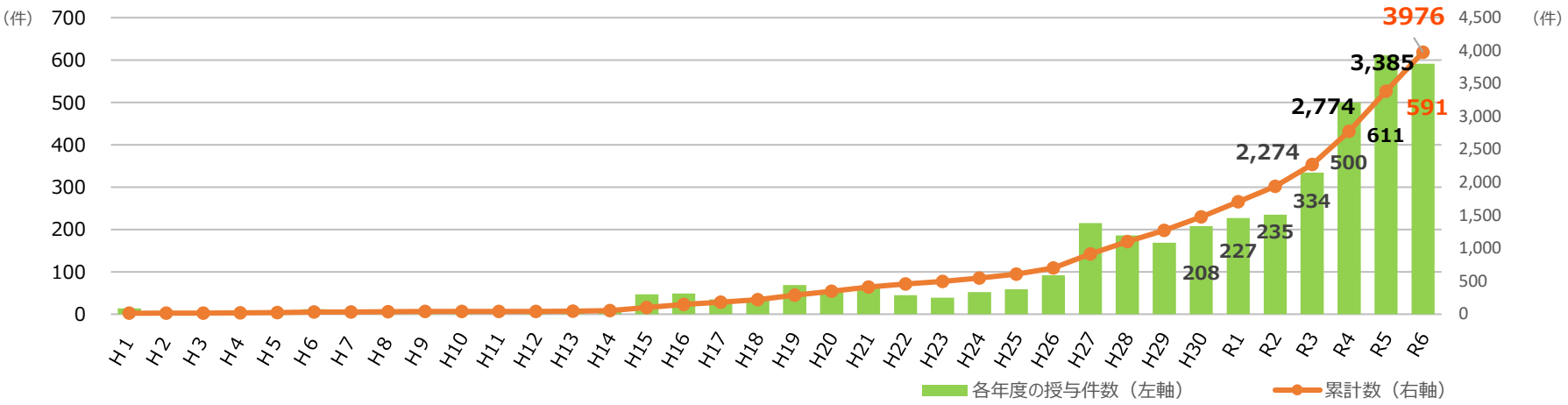
◆ 授与件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	12	13	16	22	31	66	109	60
中学校	42	58	61	60	83	104	137	181
高等学校	105	125	138	142	204	313	347	336
特別支援学校	10	12	12	11	16	17	18	14
合計	169	208	227	235	334	500	611	591

◆ 事例（令和6年度）

教科	件数	授与者の主な職歴等	教科	件数	授与者の主な職歴等
外国語（英語）	310件	ALT、英会話講師、通訳	工業・工業実習	28件	電気工事士、土木設計技術者、実習助手、一級建築士、工学修士
看護	43件	看護師、助産師	技術	20件	エンジニア、機器等開発者、ハウスメーカー研究開発員
理科	35件	工学博士、理学博士、大学技術職員	家庭	16件	調理師、専門学校講師
情報	32件	エンジニア（システム・ソフトウェア）、大学教員、専門学校講師	社会・地理歴史・公民	11件	特別非常勤講師

特別免許状の授与件数の推移



令和6年度に授与された特別免許状の内訳

学校種		R4件数	R5件数	R6件数	R6内訳
小学校	国立	0	1	0	
	公立	46	44	46	英語（39件）国語（2件）算数、体育、音楽、家庭、外国語又は外国語活動（各1件）
	私立	20	64	14	英語（13件）図画工作（1件）
中学校	国立	1	1	0	
	公立	28	42	58	英語（28件）技術（17件）理科（8件）家庭（3件）数学、社会（各1件）
	私立	75	94	123	英語（93件）理科（11件）数学（9件）社会（4件）技術（3件）国語（2件）その他の外国語（1件）
高等学校	国立	1	1	0	
	公立	182	191	137	看護（29件）情報、工業（22件）英語（21件）その他の外国語（12件）農業（6件）福祉（5件）家庭（4件）水産（3件）音楽、公民、工芸、保健体育、理科（各2件）国語、書道、数学（各1件）
	私立	130	155	199	英語（116件）理科、看護（各14件）数学（13件）情報（10件）家庭（8件）工業（6件）地理歴史（4件）国語、美術、その他の外国語（3件）家庭実習、福祉（2件）音楽（1件）
特別支援学校	国立	1	0	0	
	公立	16	18	14	自立活動（肢体不自由）12件、自立活動（聴覚障害・言語障害）各1件
	私立	0	0	0	
合計		500	611	591	※令和6年度までの累計授与件数：3,976件

特別免許状授与に係る自治体ヒアリング結果

1. 実施概要

- 複数の都道府県に対して、特別免許状の授与に係るヒアリングを実施。ヒアリング項目は以下のとおり。

特別免許状の募集・人材確保の状況／ 特別免許状の授与手続き ／ 特別免許状授与における判断基準 ／
特別免許状の授与を受けた教員の評価（教育効果・定着等） ／ 特別免許状がどのように活用されているか 等

2. ヒアリング結果

項目	自治体を感じる現状と課題	対応
募集・人材確保	- 人材発掘は学校や市町村教育委員会が主体で、その中でも知り合いや紹介等に依存しており、組織的な仕組みがない - 申請はほとんど私立で、県としても積極的な周知を行っていない	
授与手続き	- 有識者への意見照会や審査会の実施に係る負担が大きい（半年ほど前から準備が必要） - 教委では判断しかねる部分の判断基準として審査会は外せない	- 学識経験者へのヒアリングの負担軽減や手続きの簡素化（国での集約を含む） - 書面審査で対応できる仕組み - 審査会の形式を、国が具体的に例示する
判断基準（専門性・教職適正）	- 授与可能と判断する知識・経験等の基準がない - 特に新たな分野・教科では前例が少なく、判断が属人的になりやすい - 成績証明書の確認の中で、教職に関する学習をある程度行っていると安心材料になる - 教職課程を履修していないため、自信をもって授与できないことがある	- 専門的な知識・技能や教職適性に関する全国的な判断基準・目安の提示 - 教職に関する一定の学習歴が確認できる仕組み
定着・評価・教育効果	- 定期的な面談や教職員同士での授業参観を実施 - 各教科のフォローや管理職の面談を通じて悩みを相談できる体制の構築 - 専門性に基づく児童の興味や学習意欲の喚起、他の教員への刺激	
活用範囲	- 実技教科等で専門性の高い人材を確保できるため、教員不足解消に資する - 高校の専門教科での活用が多い	活用事例について、ほかの自治体の事例も参考にしたい

免許外教科担任制度について

◆ 制度の目的・概要

免許外教科担任制度は、とりうる手段を尽くしてもある教科の免許状を所有する中学校、高等学校等の教師が採用できない場合の例外として、1年以内の期間に限り、授与権者である都道府県教育委員会の許可により、当該教科の免許状を有しない教師が当該教科の教授を担当するもの。

この制度は、相当免許主義の例外として本来抑制的に用いられるべきものであり、国、教育委員会、学校におけるこれまでの取組により、長期的には許可件数が減少してきた。しかしながら、現在でも年間1万件程度の許可が行われており、これをできる限り縮小していくことが必要である。

◆ 免許外教科担任の許可等に関する指針

免許外教科担任の許可件数の更なる縮小と、許可が行われる場合の教育の質の向上を図ることを目的に策定した、免許外教科担任制度の運用の指針。

本指針において、

- ・教師は勤務する学校種及び担任する教科に相当する免許状を有しなければならないという相当免許主義の趣旨に鑑み、その例外である免許外教科担任の安易な許可は行わないことが原則であること
- ・免許外教科担任の解消に向けては、「教科・科目充実型」の遠隔授業を積極的に活用することも考えられること
- ・都道府県教育委員会においては、免許外教科担任の許可に係る具体的な審査基準を定め、その審査基準に基づき適切に運用を行う必要があること
- ・免許外教科担任を許可せざるを得ない場合においては、当該教科の指導に必要な知識、技能をできるだけ補えるような支援策を講ずることで、教育の質を高めていくことが求められること
- ・免許外教科担任の解消に向けては、普通免許状を保有する教師以外にも、免許状を保有しないが高い専門性と多様な経験を有する社会人など、教師として働く意欲と能力を持つ者に対して免許状を授与し、非常勤講師等で活用していくことも考えられること等について示している。

◆ 許可件数

【総許可件数】

平成元年度	平成10年度	平成20年度	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
45,765	21,448	13,279	11,154	10,634	10,655	10,079	9,627	9,552

【令和6年度 教科別許可件数（中学校）】

国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	保健	技術	家庭	外国語	宗教	その他	計
375	221	363	265	111	896	246	0	2,189	1,888	209	4	0	6,767

【令和6年度 教科別許可件数（高等学校）】

国語	地理歴史	公民	数学	理科	音楽	美術	工芸	書道	保健体育	保健	看護
113	208	297	110	104	23	85	44	103	159	4	20
家庭	情報	農業	工業	商業	水産	福祉	外国語	宗教	その他	計	
268	305	164	250	119	84	153	150	8	14	2,785	